

事 務 連 絡

- 1 本日付け医発第 573 号医務局長通知の 3 (1) イについて
 - (1) (イ)の「へき地における住民の医療を確保するための施設」とは、「へき地保健医療対策等実施要綱」(平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知)に定めるへき地医療拠点病院、へき地診療所又はへき地巡回診療車(船)をいうものであること。
 - (2) (ウ)の「(ア)及び(イ)のほか、特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設」とは、「農山村保健対策の推進について」(昭和 59 年 1 月 14 日衛発第 23 号厚生省公衆衛生局長通知)に定める農村検診センター若しくは健康管理指導車又は成人病検診車をいうものであること。

- 2 法人税法施行規則第 5 条の 2 の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願について
(別紙) 参照